

<対策のポイント>

農業水利施設のきめ細かな長寿命化対策や機動的な防災減災対策等を支援します。

<事業目標>

- 農業水路の長寿命化対策により安定的に農業生産が維持される農地面積（約20万ha〔令和7年度まで〕）
- 湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積（約21万ha〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

1 きめ細かな長寿命化対策

- 機能診断・機能保全計画に基づいた補修や更新※、パイプライン化、水管理のICT活用などによる水管理・維持管理の省力化、農業水利施設のスペア資材の確保を支援します。
- ハード対策を行うための機能診断・機能保全計画の策定、土地利用調整等を支援します。

2 機動的な防災減災対策

- 災害の未然防止に必要な施設整備※（濁水時の用水補給のためのポンプ設置等を含む。）、リスク管理のための観測機器の設置、農業水利施設の撤去、ため池の廃止（災害による被災を契機に廃止することとなった農業用ため池の堤体の開削など、二次災害を防止するために行う応急対策を含む。）等の防災減災対策を支援します。
- ハード対策を行うための耐震性点検・調査等を支援します。
- 合併浄化槽への転換により用途廃止される農業集落排水施設の単独撤去を支援します。
- 流域治水対策のための農業水利施設への危機管理システムの整備等を支援します。

3 ため池の保全・避難対策

ハザードマップの作成、監視・管理に必要な研修の開催、ため池サポートセンター等が行う管理者への指導・助言等の経費を支援します。（ため池サポートセンター等への支援について、定率助成の上限額を引上げ。）

4 施設情報整備・共有化対策

農業水利施設情報等のGIS化を支援します。

※地域防災計画に位置づけられた避難路等の農道施設整備を含む。

※下線部は拡充内容

【実施区域】 農振農用地、生産緑地 等

【実施要件】 1、2の対策：総事業費200万円以上、受益者数2者以上、
工事期間原則3年（ため池の場合は5年）以内 等

<事業の流れ>



<事業イメージ>

きめ細かな長寿命化対策



漏水防止のための整備



老朽化した施設の機能診断

施設情報整備・共有化対策



施設情報等のGIS化

機動的な防災減災対策



ため池の整備



ため池の廃止

ため池の保全・避難対策



ため池の現地パトロール

【お問い合わせ先】 農村振興局水資源課 (03-3502-6246)

防災課 (03-6744-2210)

42 設計課 (03-6744-2201)

地域整備課 (03-6744-2209)

中山間地域農業農村総合整備事業 <公共>

【令和7年度予算概算決定額 3,990 (4,534) 百万円】
 (令和6年度補正予算額 2,119百万円)

<対策のポイント>

中山間地域の特色を活かした営農を確立するため、農業生産を支える水路やほ場等の農業生産基盤と生産・販売施設等の総合的な整備を推進します。

<事業目標>

中山間地域の特色を活かした営農の確立に向けた取組の着実な推進

<事業の内容>

1. 農業生産基盤整備

- 所得確保のための農地の区画整理、農業水利施設、暗渠排水
- 国土保全のための農用地保全施設
- 農業の維持発展を図るための土地基盤の再編・整序化 等

2. 農村振興環境整備 (1に付帯して実施)

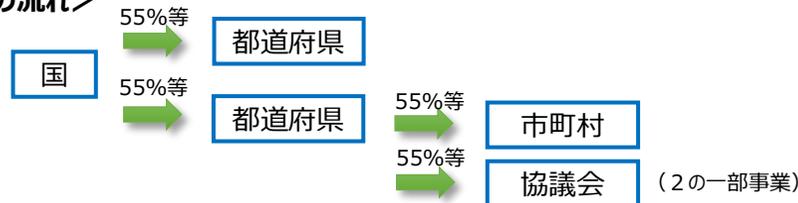
- 農産物の付加価値を高めるための加工・販売施設
- 高収益作物の導入に必要な農業施設
- 地産地消型エネルギーシステム構築のための農村資源利活用推進施設 等

【実施要件】

- 農産物の高付加価値化等を通じた地域の所得確保及び農地や水利施設等の生産基盤の保全・再編利用に取り組む地域
- 農業生産基盤※1 1工種以上かつ全体で2工種以上
- 受益面積が農業生産基盤※1の合計で10ha以上
(生産・販売施設等※2と一体で整備する場合は5ha以上)
- 5法指定地域又は指定棚田地域であって、林野率50%以上かつ農用地の傾斜が1/100以上の面積が生産基盤整備を行う農用地の面積の50%以上を占める地域

※1 土地基盤の再編・整序化及び埋蔵文化財調査を除く
 ※2 生産・販売・交流・農泊等施設整備、農業施設新設・移設・補強・集約・環境整備

<事業の流れ>



<事業イメージ>



【お問い合わせ先】 農村振興局地域整備課 (03-6744-2200)

<対策のポイント>

老朽化の進行や災害への脆弱性が顕在化している農村地域のインフラの持続性を確保するとともに、地方移住への関心が高まっている機を捉えて農村の活性化を図るため、集落排水施設や農道等の再編・強靱化、高度化など、農村に人が安心して住み続けられる条件の整備を推進します。

<事業目標>

「小さな拠点」の形成の推進、生活インフラ等の確保

<事業の内容>

1. 農業集落排水施設整備事業

農業集落排水施設のうち、大規模施設や被災リスクのある施設の強靱化、維持管理の効率化等に資する施設の高度化を支援します。

(施設計画策定事業において、新たに大規模災害を想定した初動体制整備及び施設再編・集約に関する方針を維持管理適正化計画で策定することを支援します。)

2. 農道・集落道整備事業

農道・集落道のうち、基幹的な農道、避難等に必要な農道・集落道、老朽化等により被害が生じるおそれがある跨道橋・跨線橋等の強靱化、農産物の輸送コストの削減等に資する拡幅等の高度化を支援します。

3. 営農飲雑用水施設整備事業

営農飲雑用水施設のうち、大規模施設や被災リスクのある施設の強靱化、生産性の向上や6次産業化等に資する施設の高度化を支援します。

4. 地域資源利活用施設整備事業

農業水利施設等への電力供給や災害時の非常用電源となる地域資源利活用施設の強靱化を支援します。

5. 集落防災安全施設整備事業

災害による被災時に家屋や公共施設等に被害が生じるおそれのある集落防災安全施設の強靱化を支援します。

※下線部は拡充内容

<事業イメージ>

農村地域の生活に不可欠な農村インフラ



農業集落排水施設



農道・集落道



営農飲雑用水施設



地域資源利活用施設 (太陽光発電施設)



集落防災安全施設 (土砂崩壊防止施設)

農村インフラの強靱化

重要な農村インフラの点検診断、計画策定、耐震・浸水・停電対策、保全対策、更新・撤去等

農村インフラの高度化

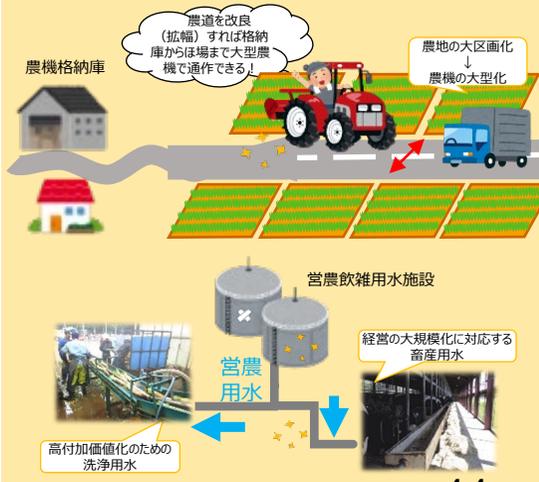
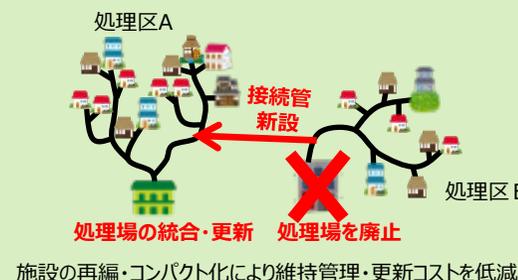
生産性の向上、生産コストの縮減、維持管理の効率化等に資する施設の計画策定、整備等



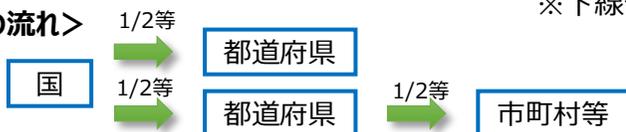
止水壁の設置



非常用電源の設置



<事業の流れ>



農村地域防災減災事業 <公共>

【令和7年度予算概算決定額 38,086 (38,101) 百万円】
 (令和6年度補正予算額 42,524百万円)

<対策のポイント>

地震・集中豪雨等による災害を防止し、農村地域の防災力の向上を図るための総合的な防災・減災対策を推進します。

<事業目標>

湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積 (約21万ha [令和7年度まで])

<事業の内容>

1. 防災・減災対策にかかる計画の策定 (調査計画事業)

- 地域の防災・減災対策に必要な諸条件に関する調査、農村地域防災減災総合計画の策定等

2. 農業用施設等の整備 (整備事業)

- 自然的・社会的要因で生じた農業用施設等の機能低下の回復や災害の未然防止を図るための整備、防災機能を維持するための長寿命化対策の実施、切迫する南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の発生を見据えた防災インフラの整備等
- 地域防災機能増進事業 (土地改良施設豪雨対策事業) において、複数施設の整備を必要とする実施要件を撤廃し、施設の単独整備を可能に
- 農業用河川工作物等応急対策事業において、頭首工等の撤去に伴う代替水源の整備が可能であることを明確化

※下線部は拡充内容

<事業の流れ>

1/2、定額等



都道府県

国

1/2、定額等



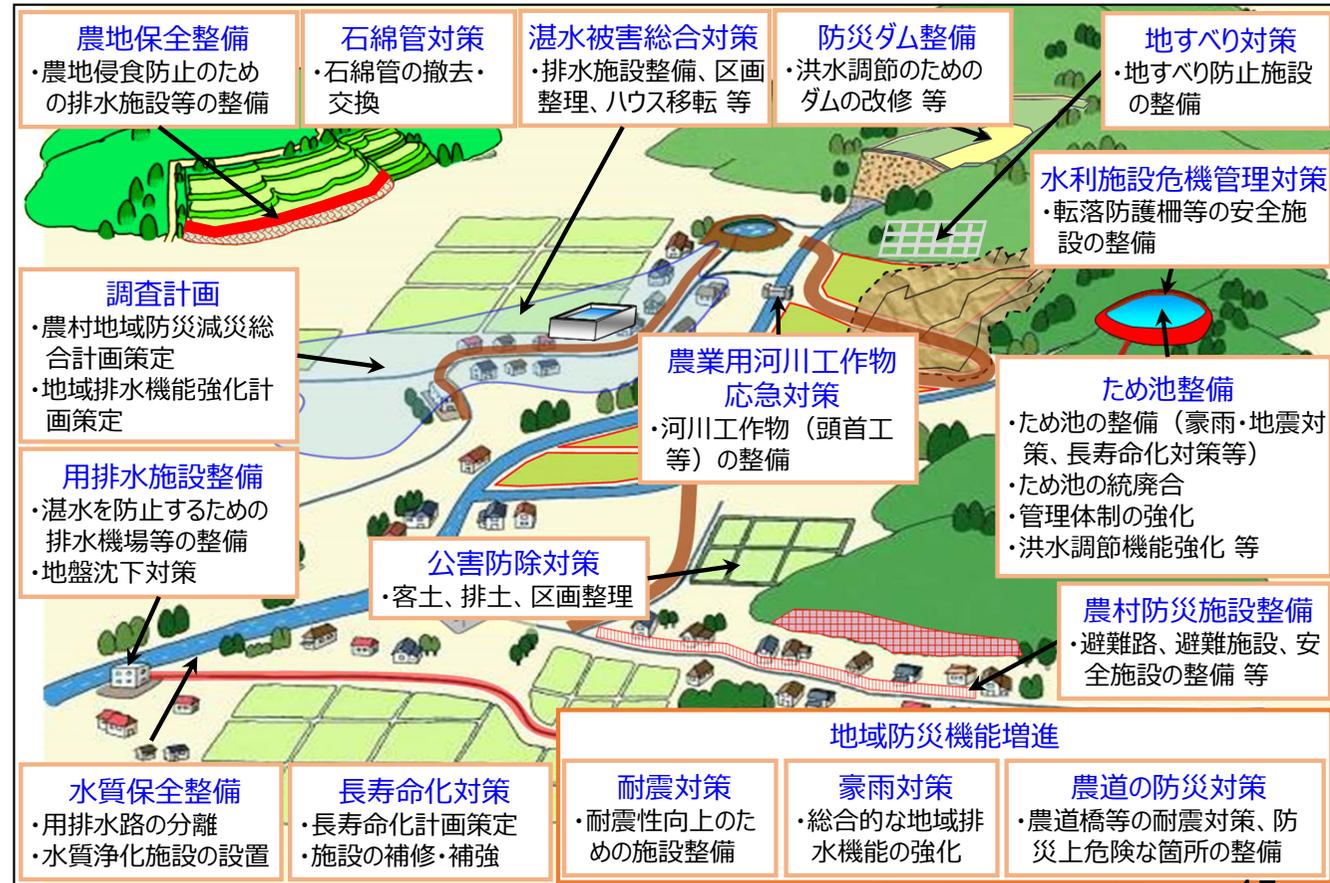
都道府県



市町村等

<事業イメージ>

総合的な防災減災計画に基づき、優先順位に応じて以下の防災・減災対策を推進



直轄地すべり対策事業 <公共>

【令和7年度予算概算決定額 720 (720) 百万円】

<対策のポイント>

農地・農業用施設や人家、公共施設などを地すべりから守り、国土の保全や安全で快適な生活環境の実現に貢献するため、地すべり防止区域内の**地すべり防止工事を推進**します。

<事業目標>

湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積（約21万ha [令和7年度まで]）

<事業の内容>

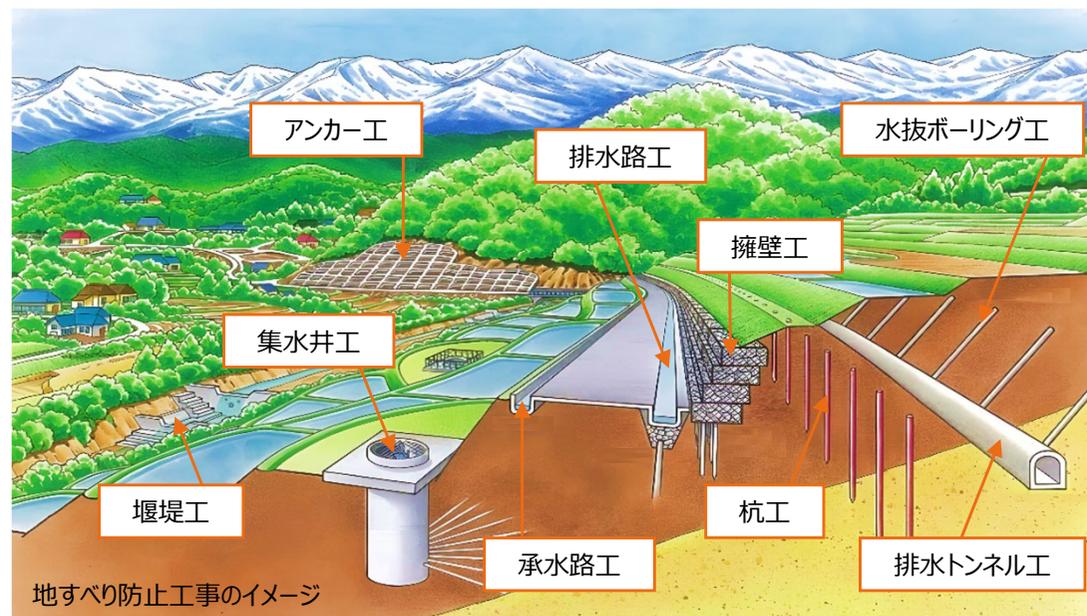
<事業イメージ>

地すべりによる被害を除去・軽減するため、地表水・地下水の排除、土留工、侵食防止工等の**地すべり防止工事を実施**します。

【実施要件】

- ・ 規模が著しく大きいもの（おおむね50億円以上）
- ・ 高度の技術を必要とするもの
- ・ 高度の機械力を使用して実施する必要があるもの
- ・ 都道府県の区域の境界にかかるもの

※ 地すべりとは、急傾斜地の崩壊とは異なり、地下水等に起因して土地の一部がずべる現象のこと。



<事業実施主体>

国（国費率：2/3）



＜対策のポイント＞

林業事業体による経営管理がされにくい、二次林や人工林等が混在する地域に身近な里山林の整備を促進し、森林の多面的機能の発揮や山村集落の維持・活性化を図るため、**里山林の整備・活用に取り組む組織（山村活かし隊）の確保・育成、「半林半X」※も含めた活動の実践を支援**します。
 ※「半林半X」とは、他の仕事でも収入を得ながら、アイデアと技術を活かして、地域の森林資源から収入を得ることにより生計を立てるライフスタイル。

＜事業目標＞

登録後5年以上継続的に活動している山村活かし隊の割合（70% [令和11年度]）

＜事業の内容＞

里山林活性化による多面的機能発揮対策

林業事業体による経営管理がされにくい里山林の整備・活用を通じて、山村集落の維持・活性化を図るため、

- ① 里山林の整備・活用に取り組む「山村活かし隊」に関する説明会・体験会の開催、安全な作業技術の習得の支援
- ② 集落活動等として、集落周辺の里山林を活用する取組の支援
- ③ 「半林半X」等を含め、点在する人工林を本格活用する取組の支援
- ④ 山村活かし隊の活動成果の評価検証等を実施します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

確保

育成

実践

➤ 里山林の整備・活用に関心のある地域住民等に対して、説明会や活動体験会を開催

➤ 里山林の整備・活用の実践に取り組みたい者に対する安全対策や施業技術等に関する講習等の実施

➤ 山村活かし隊が行う里山林の整備・活用の実践支援

地域活動型



地域住民等が連携し森林資源を活用する活動への支援

最大12.0万円/ha



地域住民等が連携し竹林資源を活用する活動への支援

最大33.2万円/ha

複業実践型



半林半X等により本格的に森林資源を活用する活動への支援

最大19.1万円/ha

上記活動に必要な路網の作設・改修、資機材の整備、関係人口の受入環境整備・調整、その他集落活動への支援アドバイザーの派遣等による活動サポート



目的

- 魅力的かつ快適な「集約型都市」を目指す地域等において、景観計画を策定・改定する市区町村に対する総合的な支援を行うとともに、景観計画区域内の重点的な規制（届出対象行為・景観形成基準）が定められている地区（以下、重点地区）においては、景観規制上既存不適格となる建築物等への是正措置に対する支援を実施し、質の高い景観形成を後押しする。
- これにより、歴史的なまちなみや自然景観など、地域の個性や特性を活かした景観形成を図り、質の高い景観まちづくりを推進することで、地域住民にとっての快適性や、内外からの観光客の訪問先としての魅力を向上し、地域活性化や観光立国の実現等を図る。

支援内容

【対象事業】

- (1) 景観計画の策定・改定に要する経費*
- (2) 景観計画の策定・改定にあたっての外部専門家登用やコーディネート活動に要する経費*
- (3) 重点地区内の景観規制上既存不適格となる建築物等への是正措置に要する経費

※計画改定は重点地区の新規指定もしくは追加を伴うものに限る。

【補助率】

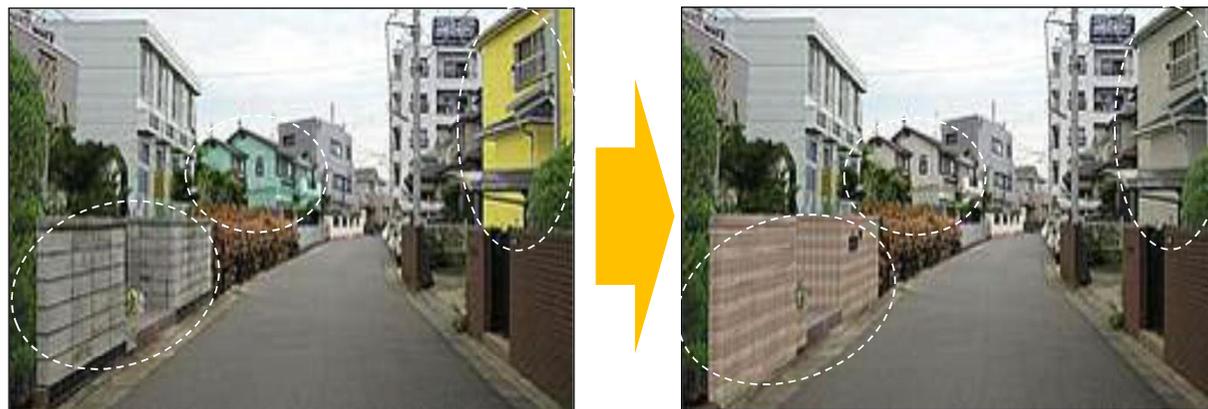
- 上記(1)、(2) 事業主体がa.かつb.に該当する場合 1 / 2
 事業主体がa.に該当する場合 1 / 3
 上記(3) 事業主体がa.に該当する場合 1 / 3

【事業主体】

- a.景観に関連のある計画等を定めている市区町村
- b.立地適正化計画策定または策定に向けた具体的取組を開始・公表している市区町村

※景観に関連のある計画等

- ・古都保存法に基づく歴史的風土保存計画
- ・歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画
- ・文化財保護法に基づく重要伝統的建造物群保存地区・重要文化的景観
- ・観光圏整備法に基づく観光圏整備計画
- ・棚田地域振興法に基づく棚田地域振興活動計画
- ・「明日の日本を支える観光ビジョン」に基づく主要な観光地
- ・都市再生特別措置法に基づく滞在快適性等向上区域
- ・景観法に基づく景観計画



景観規制により既存不適格となった建築物の色彩変更や工作物の是正措置（イメージ）

地すべり対策事業

■予算

令和7年度概算決定：治山治水892,209百万円[省全体]の内数

※上記予算額はデジタル庁一括計上分を含まない

地すべり等防止法<昭和33年法律第30号>第10条、第28条

■制度

目的	事業内容
地すべり対策事業を実施して地すべり防止施設等の新設等を行うことにより、人家、公共建物、河川、道路等の公共施設その他のものに対する地すべり等による被害を除却し又は軽減し、国土の保全と民生の安定に資することを目的とする。	地すべり防止区域において、排水施設、擁壁その他の地すべり防止施設等を新設、改良し、その他地すべり等を防止するために国土交通大臣が実施する地すべり防止工事である。

採択基準等

国土保全上特に重要な流域であって、次の各号の一に該当するもの

1. その流域が2府県以上にまたがるもの
2. その流域が1府県にとどまるものであっても、地すべりによる荒廃の程度が激甚で、下流に著しい被害を及ぼすおそれのあるもの
3. 地すべり防止工事の規模が著しく大であるもの
4. 地すべり防止工事が高度の技術又は機械力を必要とするもの

沿革

・昭和36年度より実施

国庫負担率	
2/3	溪流にかかる分
1/2	その他の分

凡例

- 地すべりブロック
- 国道418号
- JR飯田線

重要施設



天龍村役場・老人福祉センター



平岡発電所



- 地すべりブロック上に村の主要施設、重要交通網が集中する長野県天龍村平岡地区（天龍川中流地区地すべり対策事業）

地すべり対策事業

■予算

令和7年度概算決定：社会資本総合整備1,334,365百万円[省全体]の内数

■制度

地すべり等防止法<昭和33年法律第30号>第7条、第29条、第41条、第45条

目 的	事業内容
地すべり対策事業を実施して地すべり防止施設等の新設等を行うことにより、人家、公共建物、河川、道路等の公共施設その他の施設に対する地すべり等による被害を除却し、又は軽減し、国土の保全と民生の安定に資することを目的とする。	国土交通大臣が指定する地すべり防止区域等において、排水施設、擁壁その他の地すべり防止施設等を新設し、又は改良する事業、その他地すべり等を防止するために実施する事業である。

採択基準等

(地すべり)

地すべり等防止法第3条の規定による地すべり防止区域内において、都道府県知事が施行する地すべり防止工事で、総事業費が1億円以上のもののうち次のいずれかの要件に該当し、かつ、原則として、当該地すべり防止工事によって被害が軽減される地域内において、土砂災害危険箇所の公表等の警戒避難体制に関する措置がなされているもの。

また、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年法律第57号)第7条に基づき土砂災害警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害警戒区域が指定されていること。また、同法第9条に基づき土砂災害特別警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害特別警戒区域が指定されていること。

1. 多量の崩土が溪流又は河川に流入し、下流河川(一級河川及び二級河川若しくはこれに準ずる河川)に被害を及ぼすおそれのあるもの
2. 鉄道、高速自動車国道、一般国道、都道府県道若しくは市町村道のうち指定市の市道及び迂回路のないもの又はその他の公共施設のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの
3. 官公署、学校又は病院等の公共建物のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの
4. 市町村地域防災計画に位置づけられている避難場所に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの
5. 貯水量30,000m³以上の溜池、関係面積100ha以上の用排水施設若しくは農道又は利用区域面積500ha以上の林道に被害を及ぼすおそれのあるもの
6. 人家10戸(市街化区域に存するもののうち指定市に係る地すべり防止工事にあっては人家20戸)以上に被害を及ぼすおそれのあるもの
7. 農地10ha以上に被害を及ぼすおそれのあるもの(農地5ha以上10ha未満であって当該地域に存する人家の被害を合わせて考慮し、これが農地10ha以上の被害に相当すると認められるものを含む。)

(ぼた山)

地すべり等防止法第4条の規定によるぼた山崩壊防止区域内において、都道府県知事が施行するぼた山崩壊防止工事で、総事業費が1億円以上のもののうち次のいずれかの要件に該当し、かつ、原則として、当該ぼた山崩壊防止工事によって被害が軽減される地域内において、土砂災害危険箇所の公表等の警戒避難体制に関する措置がなされているもの。

また、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年法律第57号)第7条に基づき土砂災害警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害警戒区域が指定されていること。

また、同法第9条に基づき土砂災害特別警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害特別警戒区域が指定されていること。

1. 多量の崩土が溪流又は河川に流入し、下流河川(一級河川及び二級河川若しくはこれに準ずる河川)に被害を及ぼすおそれのあるもの
2. 鉄道、高速自動車国道、一般国道、都道府県道若しくは市町村道のうち指定市の市道及び迂回路のないもの
又はその他の公共施設のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの
3. 官公署、学校又は病院等の公共建物のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの
4. 市町村地域防災計画に位置づけられている避難場所に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの
5. 貯水量30,000m³以上の溜池、関係面積100ha以上の用排水施設若しくは利用区域面積500ha以上の林道に被害を及ぼすおそれのあるもの
6. 人家10戸以上に被害を及ぼすおそれのあるもの
7. 農地10ha以上に被害を及ぼすおそれのあるもの(農地5ha以上10ha未満であって当該地域に存する人家の被害を合わせて考慮し、これが農地10ha以上の被害に相当すると認められるものを含む。)

沿 革

- ・昭和27年度より実施
- ・昭和47年度より実施(沖縄)
- ・平成2年度に採択基準の改正
- ・平成18年に採択基準の改正
- ・平成22年度より、社会資本整備総合交付金に移行
- ・平成25年度より、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金に移行
- ・令和元年度に採択基準の改正
- ・令和2年度に採択基準の改正

国費率 【溪流にかかる分】	
1/2	内地・北海道
8/10	沖縄
2/3	奄美

国費率 【その他の分】	
1/2	内地・北海道
6/10	沖縄
—	奄美



倉石地区(徳島県三好市井川町)

空家法の空家等対策計画に基づき市区町村が実施する空き家の除却・活用に係る取組や、NPOや民間事業者等が行うモデル性の高い空き家の活用・改修工事等に対して支援（事業期間：平成28年度～令和7年度）

■ 空き家の除却・活用への支援（市区町村向け）

＜空き家対策基本事業＞

- 空き家の**除却**（特定空家等の除却、跡地を地域活性化のために計画的に利用する除却等）
- 空き家の**活用**（地域コミュニティ維持・再生のために10年以上活用）
- 空き家を除却した後の**土地の整備**
- 空き家の活用か除却かを判断するための**フィージビリティスタディ**
- 空家等対策計画の策定等に必要な空き家の**実態把握**
- 空き家の**所有者の特定**

※上記6項目は空き家再生等推進事業（社会資本整備総合交付金）でも支援が可能

- **空家等管理活用支援法人**による空き家の活用等を図るための業務

＜空き家対策附帯事業＞

- 空家法に基づく代執行等の円滑化のための**法務的手続等**を行う事業
（行政代執行等に係る弁護士相談費用、財産管理制度の活用に伴い発生する予納金等）

＜空き家対策関連事業＞

- 空き家対策基本事業とあわせて実施する事業

＜空き家対策促進事業＞

- 空き家対策基本事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業

■ モデル的な取組への支援（NPO・民間事業者等向け）

＜空き家対策モデル事業＞

- 調査検討等支援事業（ソフト）
（創意工夫を凝らしたモデル性の高い取組に係る調査検討やその普及・広報等への支援）
- 改修工事等支援事業（ハード）
（創意工夫を凝らしたモデル性の高い空き家の改修工事・除却工事等への支援）

※モデル事業の補助率

調査検討等：定額 除却：国2/5、事業者3/5 活用：国1/3、事業者2/3

＜補助率＞

空き家の所有者が実施

除却	国	地方公共団体	所有者
	2/5	2/5	1/5

※市区町村が実施する場合は国2/5、市区町村3/5
※代執行等の場合は国1/2、市区町村1/2

空き家の所有者が実施

活用	国	地方公共団体	所有者
	1/3	1/3	1/3

※市区町村が実施する場合は国1/2、市区町村1/2

空家等管理活用支援法人が実施

支援法人による業務	国	地方公共団体
	1/2	1/2

空き家の活用



地域活性化のため、空き家を地域交流施設に活用

二地域居住等の促進・地域生活圏の形成①(二地域居住等)

令和7年度予算額 : 38百万円(皆増)
 令和6年度補正予算額:680百万円
 ※①・②の合計(①:二地域居住等、②:地域生活圏)

○ 「広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律」(令和6年5月)の成立を踏まえ、官民連携の核となる「特定居住支援法人」による先導的な取組のモデル形成の支援や官民共創のプラットフォームの構築を進めるとともに、二地域居住者の負担軽減や生活環境の整備等といった中長期的な課題の解決に向けた官民連携の先導的なモデル事業を支援し、二地域居住等の促進を図る。

※骨太方針2024(抜粋)

- ・関係人口の拡大や二地域居住・多拠点生活等の多様なライフスタイルの推進に向け、サテライトオフィス等の基盤整備等を行う
- ・空き家対策について、災害対策上の重要性も踏まえ、自治体への後押し等を通じた空き家の発生抑制、適切な管理、除却等の総合的な取組に加え、流通拡大や二地域居住促進を通じた利活用拡大を進める

二地域居住等の促進に向けた支援の内容

特定居住支援法人による取組の推進(当初)

・二地域居住等の促進に向けて、「住まい」、「なりわい」、「コミュニティ」に関するハードルの解決のため、特定居住支援法人として指定されたNPO法人・民間事業者等が地方公共団体と連携して行う先導的な取組を支援する。

想定される課題の例

住まい

- ・住まいとのマッチング
- ・市町村のマンパワーや専門的知見の不足
- ・賃貸住宅の確保・供給
- ・活用可能な空き家の発掘

なりわい

- ・地域交流の場の創出
- ・就職先の確保・マッチング
- ・地場産業への就労・就農への支援
- ・副業による地域の関わり合いの創出

コミュニティ

- ・地域との関係づくり
- ・二地域居住者と地域住民を繋ぐ人材の育成
- ・地域での活躍の場の創出
- ・地域の二地域居住等への理解の促進

二地域居住等の促進に向けた先導的な施策の実装(当初・補正)

・二地域居住等促進の中長期的な課題の解決に資する交通事業者、不動産会社等の民間事業者や自治体等によるハード・ソフト一体的な実証モデル事業の実施を支援する。

<取組の内容例>

- 自治体等による二地域居住者への証明
- 住まいの滞在費や地域間の移動に伴う長距離交通費の定額化・低廉化
- 保育園、学校等に関する子育て・教育環境の整備
- 空き家の改修やテレワーク拠点施設等の整備 等



地域間の移動費のサブスク



空き家の改修(お試し居住施設)



コワーキングスペース

全国二地域居住等促進プラットフォーム構築対策(補正)

・官民共創により二地域居住等の促進に向けた取組を加速化するため、地方公共団体と民間事業者、関係団体、メディア等をマッチングさせる機能を持つ全国二地域居住等促進プラットフォームの構築を支援する。

二地域居住等を通じて地方への人の流れの創出・拡大が図られ、地域が活性化

事業目的・背景・課題

- 観光立国推進基本計画（R5.3閣議決定）では、訪日外国人旅行者一人当たりの地方部における宿泊数を、令和7年までに2泊とすることを目標としている。（令和元年1.4泊）
- その達成に向けて、地方部での滞在時間や宿泊数の増加に資する取組をより一層推進していく必要があることから、2025年大阪・関西万博の開催も見据え、持続可能なあり方で旅行者の地域周遊・長期滞在を促進するため、観光地域づくり法人（DMO）が中心となり、地域が一体となって行う取組に対して、総合的な支援を行う。

事業内容

- 旅行者の地域周遊・長期滞在の促進を目的とした次の取組を支援。

- ①調査・戦略策定
- ②滞在コンテンツの充実
- ③受入環境整備
- ④旅行商品流通環境整備
- ⑤情報発信・プロモーション

事業イメージ



訪日外国人旅行者の増加

地方部へ誘客

連絡調整会議の
審査を経て
支援



地方部での
滞在日数の増加



事業計画に基づく具体的取組

①調査・戦略策定

データに基づき、旅行者に対し訴求力のある取組を実施するための調査・戦略策定を支援。



マーケティング調査

②滞在コンテンツの充実

地域独自の観光資源を活用した滞在コンテンツの造成を支援。



滞在コンテンツの造成

③受入環境整備

二次交通情報の検索システムや観光地の案内アプリの整備等を支援。



観光地の案内アプリの整備

④旅行商品流通環境整備

旅行商品の国内外OTA※への掲載、旅行会社との商談会などを支援。



商談会への参加

⑤情報発信・プロモーション

WEB・SNSを活用したエリア内のコンテンツの魅力等に関する効果的な情報発信を支援。



SNSを活用した魅力発信

事業スキーム

※OTA：Online Travel Agentの略で、インターネット上で取引を行う旅行会社のこと。

- ・事業形態：直接補助事業（補助率 ①：定額（上限1,000万円） ②～⑤：事業費の1/2等）
- ・補助対象：登録DMOが定めた事業計画に位置づけられた事業の実施主体（登録DMO、地方公共団体）
但し、①及び⑤は広域連携DMOが実施主体となることを基本とする。
- ・事業期間：平成30年度～

事業目的・背景・課題

○平成30年度から本事業により、25の世界遺産、34の国立公園を中心に地域の魅力を伝える解説文の整備に取り組み、ノウハウの蓄積を行ってきた。しかし世界遺産等の中には、**未整備構成資産が存在している状況**であり、その他の魅力ある観光資源も含め、解説文の整備をしていく必要がある。

事業内容

○観光庁は、文化庁・環境省と連携し、**英語のネイティブライター等の専門人材を活用した外国人目線での分かりやすく魅力的な多言語解説文作成**を行う。

○具体的な調査内容・補助対象事業は以下のとおり。

- ①未整備の世界遺産・国宝や周辺の文化観光資源等
令和6年度に解説文未整備状況調査を行い、調査を踏まえた解説文作成を行う。
- ②中国語及び韓国語解説文の作成
 - 1：中国語
 - 2：韓国語

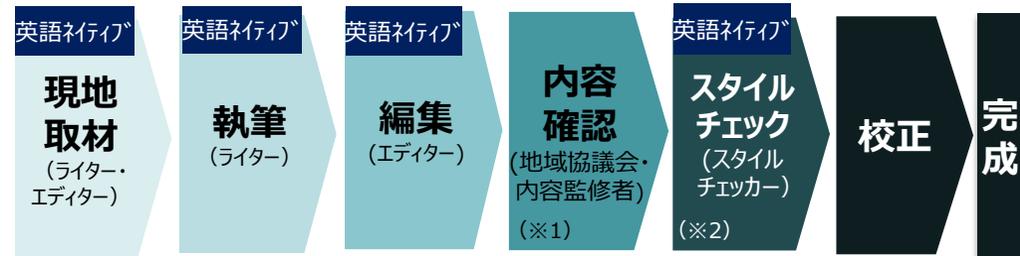
事業スキーム

- ・事業形態：直轄事業
- ・請負先：国→民間事業者→地域協議会等
- ・事業期間：平成30年度～

事業イメージ

○英語解説文作成フロー

(※1)整備対象物についての専門的視点から事実確認・アドバイスを実施
(※2)文章が所定の文体等に沿っていることを確認



○未整備の世界遺産



紀伊山地の霊場と参詣道

構成資産23カ所のうち、熊野本宮大社、吉野水分神社等7カ所が未整備。



古都奈良の文化財

構成資産8カ所のうち、平城宮跡・春日山原始林が未整備。

事業目的・背景・課題

- 人口減少が進む中で、国内における新たな交流市場を開拓する取組が求められているところ、今後増加が見込まれる高齢者等の旅行需要を喚起するため、そのニーズを的確に把握し、ユニバーサルツーリズム（誰もが気兼ねなく参加できる旅行）の普及・定着を目指すことが期待されている。
- このため、観光施設や宿泊施設のバリアフリー化を一層推進してユニバーサルツーリズムを促進することにより、国内における新たな交流市場を開拓するとともに、観光地・観光産業の収益性の向上を図る必要がある。

事業内容

- 高齢者等が気兼ねなく旅行に参加できる環境を整備し、ユニバーサルツーリズムを促進するために、観光施設や宿泊施設のバリアフリー化に必要な施設整備や設備導入等を支援する。

事業イメージ



事業スキーム

- ・事業形態：間接補助事業（補助率1/2 補助上限1,500万円）
- ・補助対象：国→民間事業者（事務局）→民間事業者

事業目的・背景・課題

- これまで横ばい傾向であった国内旅行市場が需要拡大へ転じるためには、新たな交流市場・観光資源の創出が重要。
- 地域との交流・ワーケーションによる来訪・地域運営への参画等の関係人口化を通して反復継続した来訪を創出する「第2のふるさとづくり」、将来にわたって国内外の旅行者を惹きつける「新たなレガシー形成」により、国内交流需要の拡大を図る。

事業内容

関係人口化を通じた反復継続した来訪を創出する「第2のふるさとづくり」

- 令和4年度の事業創設以降、地域との交流・地域運営への参画等を通じて地域との繋がりの創出を目的にした新たな旅のスタイルの構築に取り組んできたところ。令和7年度においては、地域への経済波及効果に注目しつつ、持続的に事業継続可能な先駆的モデル事例の創出に取り組む。
- また、『人と地域の関係人口化』のみならず、企業においても、地方への関心が高まっており、地域課題への接点を求め、ワーケーション等を通じて、地方とのより深い関係の構築を模索する企業が増加。このような傾向に対して、地域と企業の結びつきを強固なものとし継続的な来訪に繋げるため、『企業と地域の関係人口化』の促進に繋がるプログラムを『企業版第2のふるさとづくり』として、企業をターゲットとした地域交流型の新たなプログラムの造成を目指す。

人と地域の関係人口化

先駆的事例創出モデル

地域への経済波及効果の高さと事業の持続可能性を両立した新たな事業モデル等、これまでの第2のふるさとづくりプロジェクトでまだ組成できていない先駆的な事業モデルの創出を実施。

企業と地域の関係人口化

企業版第2のふるさとづくりモデル

地域課題の解決など、企業の関心が高いテーマに関して地域との交流を通じて学ぶ体験型プログラムを造成し、滞在を通して知見を企業が地域に還元していく「企業の関係人口化」に向けたモデル事例創出を実施。

事業スキーム

事業形態：直轄事業 請負先：地方公共団体、DMO、民間事業者 等
 事業期間：令和4年度～

お問い合わせ先（第2のふるさとづくり・ワーケーション）観光庁 観光資源課 電話：03-5253-8924
 （レガシー形成）観光庁 観光地域振興課 電話：03-5253-8327

地域・日本の新たなレガシー形成

レガシー形成事業の深化

- 将来、地域・日本のレガシー（遺産）となる観光資源を新たに形成することを目指し、実現可能性調査・プラン作成を実施。
- 令和7年度以降は、令和6年度までに発掘した事業のうち日本を代表する魅力となり得る良質な案件を対象に、事業の実現に向け重点的に検討。



歴史的建築物の保存・整備と観光拠点等への活用(神奈川県伊勢原市)

地方創生プレミアムインバウンドツアー集中展開事業

事業目的・背景・課題

- 2024年の訪日市場は為替の後押し等もあり、過去最高の3500万人・8兆円の達成も視野。他方、政府目標である2030年6000万人・15兆円の達成のためには未だ道半ばであり、**一人あたりの消費額も2万円以上の更なる積み増し**が必要である等、観光消費額の向上に向け、一層の取組強化が必要。特に我が国は観光コンテンツ等の娯楽サービス費支出が諸外国と比べて低い点が課題。
- このような状況を踏まえ、より効果的に観光消費を拡大し、地域へインバウンドの経済効果を波及させる観点から、自然、文化、食、スポーツ等の**我が国が誇る地域の観光資源を活用し、より高単価な特別体験商品（プレミアムインバウンドツアー）の造成**が急務。『日本でしか経験できない特別な体験』を提供するプレミアムツアーは消費額の向上だけでなく、当該コンテンツ単独でインバウンドの来日意欲を創出する効果も期待。このような地域への経済波及効果の高い観光コンテンツを集中的に造成し、地方創生に繋げる。

事業内容

- 高単価な特別体験『プレミアムインバウンドツアー』の造成**
 - より効果的に消費額拡大を図るために、消費意欲が旺盛なインバウンド客をターゲットに、我が国が誇る観光資源を生かした**高価格帯商品の造成を集中的に実施**。特に貴重な観光資源の特別開放、地域産品や伝統工芸品等のモノ消費と一体となった特別体験、高単価商品の造成による多角化促進等に注力。
 - また、地域への経済波及効果の最大化を促進するため、**地域調達率の高いコンテンツ**造成を支援。

海外情報発信

- 造成したプレミアムツアーを活用した来日意欲の創出のため、訪日イベント等を実施。

事業スキーム

- ・事業形態：間接補助事業（最低事業費1,500万円）
- ・補助額：1,000万円（定額）+250～3,500万円（補助率1/2）
例）総額1,500万円の場合 1,000万円（定額分）+250万円（1/2補助分）
- ・補助対象：国→民間事業者（事務局）→地方公共団体、DMO、民間事業者等

事業イメージ



地域観光魅力向上事業

事業目的・背景・課題

- コロナ禍以降、三大都市圏への需要の偏在が深刻化。2024年は若干改善したが、**依然として地方誘客の状況はコロナ前水準に達しておらず、都道府県ごとにも需要の回復に差が生じている**状況。インバウンドの地域偏在を解消し、全国津々浦々に観光による経済効果を波及するためには、**地域の多様な観光資源を生かした観光コンテンツの造成**を更に進め、**来訪目的の創出**が必要。
- また、**個人手配化・オンライン手配化への急激な転換**といったコロナ後の状況を踏まえ、観光コンテンツの造成だけでなく、**適切な販路開拓や情報発信も含めた総合的な支援**が必要。これらの支援を通じて、**地方誘客を行う上で来訪の目的の創出を担う重要産業である地域の観光コンテンツ産業の裾野の拡大や活性化に寄与**。

事業内容

- 将来に亘って持続的に地方誘客が促進されるよう、まだ観光に未活用な地域資源の活用など、**地域資源を活用した収益性が高く独自性・新規性のある観光コンテンツの開発から、適切な販路開拓や情報発信の総合的な支援**を行い、中長期に亘って販売可能なビジネスモデルづくりの支援を全国各地で実施。

<支援内容>

- ・観光分野の専門家によるアドバイス等を通じた観光コンテンツの磨き上げや商品化の支援
- ・観光コンテンツの販路開拓のための商談会の開催やOTA掲載等の支援、SNSによる情報発信等の支援

事業イメージ



事業スキーム

- ・事業形態：間接補助事業 400万円まで定額、400万円を超える部分については補助率1/2
(補助上限：1,250万円、最低事業費：600万円)
- ・補助対象：国→民間事業者(事務局)→地方公共団体、DMO、民間事業者等

事業目的・背景・課題

- 外国人旅行者から期待・需要が高い「食」について、魅力的なガストロノミーツーリズムコンテンツを造成し、インバウンド含めた地方誘客を促進する。
- ガストロノミーツーリズムは、食の消費行動により地域に高い経済波及効果をもたらす観光ビジネスとして期待されているが、その効果を最大化するためには、**地域の食の強みやホスピタリティ、周辺産業などの様々な分析と戦略の策定及び効果の可視化を図ったうえで**、関係者を巻き込んだ事業の好循環化を推進する。
- UN Tourism（国連世界観光機関）のガストロノミーツーリズム発展のガイドラインも踏まえつつ、**持続可能な社会の発展に向け、食材やその他の資源や産業の連携など効果的な活用による、地域ならではの高品質なサービス・体験を提供するためのコンテンツ造成**を行う。

事業内容

1) 調査事業

地域の「食」のブランディング、サプライチェーンやその他周辺産業との連携、ガバナンスの構築等を進める上で様々な知見を持った専門家とともに地域一体型経営戦略の策定と、それに伴うメニュー開発等に取り組み、ガストロノミーツーリズムの優良事例創出を図る。

2) 補助事業

地域ならではの高品質なサービス・体験を提供するための施設整備やコンテンツ造成、販売経路の形成等を補助する。

事業スキーム

- ・事業形態：1)直轄事業、請負先：地方公共団体・DMO・民間事業者等
2)直接補助事業、補助対象：地方公共団体・DMO・民間事業者等
- ・事業期間：令和6年度～

事業イメージ





【令和7年度予算 200百万円 (200百万円)】 環境省
 【令和6年度補正予算額 2,500百万円】

都道府県等が計画に基づき行う指定管理鳥獣（ニホンジカ、イノシシ、クマ類）の捕獲や被害対策等を支援します。

1. 事業目的

- ・ニホンジカ・イノシシの個体数を半減させる目標の達成に向けて、都道府県等が行う捕獲事業等を支援する。
- ・クマ類による被害防止に向けて、都道府県等が行う調査モニタリング、捕獲、出没防止対策等を総合的に支援する。

2. 事業内容

(1) ニホンジカ・イノシシ捕獲等事業

- ①指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の策定、生息状況調査等
- ②ニホンジカ・イノシシの捕獲等
- ③効果的な捕獲の促進（捕獲手法の技術開発、広域連携による捕獲等）
- ④認定鳥獣捕獲等事業者等の育成（認定鳥獣捕獲等事業者等育成の研修会等）
- ⑤ジビエ利用拡大を考慮した狩猟者の育成（狩猟者育成の講習会等）
- ⑥ジビエ利用拡大等のための狩猟捕獲支援（捕獲強化のための狩猟捕獲経費補助等）

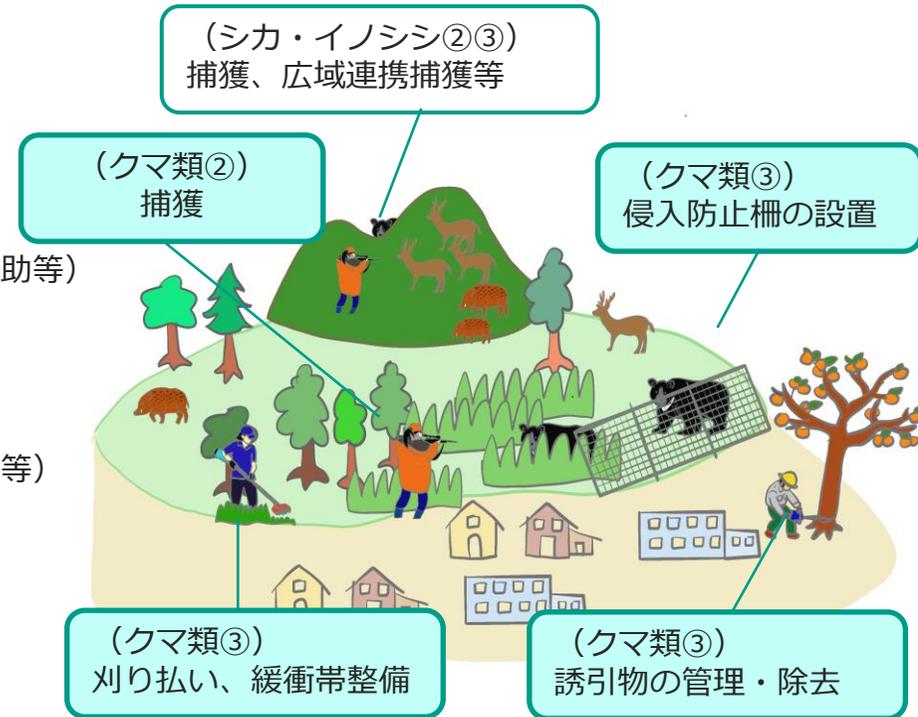
(2) クマ類総合対策事業【拡充】

- ①特定計画・指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画等の策定、生息状況調査等
- ②クマ類の捕獲等（人の生活圏周辺等）
- ③出没防止対策（誘引物管理、緩衝帯整備、柵の設置、普及啓発等）
- ④出没時の体制構築（出没情報収集提供、出没対応訓練、対応マニュアル作成等）
- ⑤専門人材育成（都道府県・市町村職員、捕獲技術者育成の研修会等）

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金（補助率1/2、2/3、定額）
- 交付対象 都道府県（市町村への間接補助（クマ類））、協議会
- 実施期間 平成26年度～

4. 事業イメージ



国立公園等利用等推進事業費 (4)エコツーリズムを通じた地域の魅力向上事業



【令和7年度予算 20百万円（20百万円）】

持続的かつ魅力的な地域作りに向け、エコツーリズム推進協議会による全体構想策定や資源調査等のエコツーリズム推進の取組を支援します。

1. 事業目的

国立公園等において地域の自然資源を持続的に活用するエコツーリズムの取組や魅力的な地域づくりを推進し、地域活性化を図る。

2. 事業内容

国立公園等において地域の自然資源を持続的に活用した地域振興に取り組むエコツーリズム推進協議会等に対し、推進体制の強化、資源調査、エコツーリズム推進全体構想の作成、ルールづくり、人材育成、ツアープログラムの企画・立案、モニターツアーの実施等に要する経費の1/2を交付金で支援。

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金（補助率1/2、定額）
- 交付対象 地域協議会
- 実施期間 平成23年度～

4. 事業イメージ

エコツーリズム地域活性化支援事業(交付金)による支援

エコツーリズム推進協議会等に対して、推進体制の強化、資源調査、ルールづくり等に要する経費の1/2を支援する。



- ・体制の強化、資源調査
- ・エコツーリズム推進全体構想の作成
- ・ルール作り（地域の合意形成）
- ・ガイド等の人材育成



- ・魅力的なツアープログラムづくり（安全管理、環境への配慮含む）

新しい地方経済・生活環境創生交付金（内閣府地方創生推進室）

令和7年度概算決定額 **2,000.0億円**
（令和6年度予算額 1,000.0億円）

事業概要・目的

- 「地方こそ成長の主角」との発想に基づき、地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずる。
- 地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく、地域の多様な主体（産官学金労言など）の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組みを、計画から実施までを強力に後押し。
- 地方公共団体の自主性と創意工夫を後押しし、申請の効率化を図る観点から、ハード・ソフトが一体となった事業も含め、一本の申請で受付。
- 小規模自治体も新交付金を十分に活用できるよう、申請に際しては国が徹底的にサポート。

事業イメージ・具体例

○主な対象事業

- ・地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組みを支援。

最先端技術教育の拠点整備・実施
（ソフト・ハードの一体的支援）



農産物直売所・多世代
交流施設の一体的な整備
（分野横断的な支援）



地域の多様な主体が参画する
仕組みの構築



国の伴走支援の強化



資金の流れ



期待される効果

- 地域の多様な主体の参画を通じた、安心して暮らせる地方の生活環境及び付加価値創出型の新しい地方経済を創生し、東京圏への過度な一極集中の弊害を是正する。